守口市告示第358号

次のとおり条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を執行する。

令和8年9月29日

守口市長　　瀬野　憲一

1　入札に付する事項

(1)	工　事　名	大枝ポンプ場汚水ポンプ４号ほか更新工事
(2)	工　事　場　所	守口市松下町１番97号
(3)	概　　要	大枝ポンプ場汚水ポンプ４号ほか更新工事 汚水ポンプ４，５号更新　一式 ・機械設備工事 汚水ポンプ（立軸斜流ポンプφ400㎜）２台 電動機（立軸かご型三相誘導電動機）２台 吐出弁（逆止電動蝶形弁）　２台 ・電気設備工事 ポンプ盤設備　２面
(4)	工　　期	契約締結日　～　令和10年11月30日
(5)	予　定　価　格	事後公表
(6)	最低制限価格	事後公表
(7)	低入札価格調査制度	導入なし

2　入札参加者に必要な資格

次に掲げる資格要件のすべてに該当し、かつ本市がその資格を認めた者であること。

(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。
(2)	守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
(3)	守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
(4)	会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
(5)	民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
(6)	本入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照）
(7)	本入札の入札参加資格確認審査申請時において、令和８年度の本市建設工事入札参加有資格者名簿に次の工事業種で登録されていること。 登　録　業　種：機械器具設置工事

(8)	（7）に記載の登録業種において、本案件の入札条件に対応した建設業法（昭和24年法律第100号）上適切な建設業の許可を受けていること。
(9)	（7）に記載の登録業種において、建設業法第27条の23第１項に規定する経営事項審査結果の最新の総合評定値が、次のとおりであること。 ※守口市内に建設業法上の主たる営業所を置く者を「市内業者」、守口市内に建設業法上の主たる営業所以外の建設業法上の営業所・支店等を置く者を「準市内業者」、守口市外に建設業法上の営業所・支店等を置く者を「市外業者」という（以下、同じ）。 市　内　業　者：　800 点以上 準 市 内 業 者：　850 点以上 市　外　業　者：1,000 点以上
(10)	**【元請実績について】** 平成23年度以降において、国又は地方公共団体等（国、地方公共団体、公共法人及び国土交通省令で定める法人）との間に、１件の工事請負契約が、次の要件を全て満たす元請実績を有すること。 業　　種：機械器具設置工事 工　事　内　容：主要機器（口径400 ㎜以上でポンプ形式が立軸斜流の汚水または雨水ポンプ）の製作を含む下水道法上のポンプ場に係るポンプ設備工事 ※主要機器の製作（設計、製造及び検査）は、次のいずれかに該当する者が行っていること。 ①入札参加者 ②入札参加者の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する法人）又は子会社（同法第2条第3号に規定する法人）であり、かつ主要機器の製作納入実績を有する者 ※上記の業種が一式工事以外の場合、当該業種が主たる工事であるものを実績として認めるものとする。また、上記の業種が解体工事の場合、必要な元請実績は、工事の業種の別を問わず、工事内容が「解体工事」に当たるものを実績とする。 ※元請実績の有無は、申請者が企業の場合は企業単位で判定する。なお、当該企業が本市建設工事入札参加有資格者名簿に主たる営業所で登録しているか営業所・支店等で登録しているかを問わない。 ※元請実績の実績判定基準日は、契約日とする。 ※共同企業体の実績については、代表者であること。 ※共同企業体の元請実績は、契約金額から消費税及び地方消費税額を除いた金額に出資比率を乗じた金額で判定する。
(11)	**【配置予定技術者について】** （7）に記載の登録業種について、本案件の入札条件に対応した建設業法上適切な資格を有する主任技術者又は資格者証を有する監理技術者を配置できること。 ※建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。 ※配置予定技術者については、３か月以上の直接かつ恒常的雇用関係にあること。 ※監理技術者又は主任技術者と現場代理人は兼任できるものとする。 ※同開札日の入札に複数件参加する場合は、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）において、履行可能件数の範囲内で、原則、入札案件毎に、異なる配置予定技術者を記載すること。

3　入札方式

電子入札システム（以下「システム」という。）による入札（申請入札同時方式）

(1)	システムＵＲＬ	**【情報公開システム】** **守口市　電子入札・契約情報** https://www.nyusatsu.ebid-osaka.jp/pan/start.do?KIKAN_NO=0209&SCREEN_ID=PAN010 **【受注者システム】** **電子入札システム** https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/CALS/Accepter/index.jsp?KikanNo=0209&HachuType=0
(2)	システムの利用時間	平日午前９時00分から午後５時00分まで

※申請入札同時方式とは、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）、入札書及び内訳書を同時に提出する方式をいう。

4　入札スケジュール

内容		日程	
(1)	公告日	令和8年9月29日(火)	
(2)	質問受付期間	公告日　～　令和8年10月8日(木)　正午まで	
(3)	質問回答日	令和8年10月15日(木)	
(4)	申請書・入札書・内訳書の受付期間	令和8年10月20日(火)　～　令和8年10月21日(水) ※システムの利用時間中のみ受け付ける。 ※守口市役所へ入札書等を持ち込み、届けることはできない。	
(5)	確認結果通知予定日	令和8年10月22日(木) 入札参加資格確認の通知は、申請書、入札書及び内訳書の提出期限後に、システムにより行う。	
(6)	開札日時	令和8年10月23日(金)	9:15

5　入札参加資格申請及び入札の方法等

(1)	入札参加資格申請及び入札の方法	「４　入札スケジュール」に記載の「申請書・入札書・内訳書の受付期間」に、申請書、入札書及び内訳書をシステムにより同時に提出する。 ※入札書は、システムにより作成し、申請書及び内訳書を添付し提出すること。 ※申請書は、本市様式を使用すること。（「３　入札方式」に記載の情報公開システム内「様式ダウンロード」から取得可） ※内訳書は、本市が指定する様式又は本市が指定する様式と同内容の事項が記載されたものを提出すること。（１ＭＢ以内で、１データのみ添付可能。） ※システムにて提出後の入札書及び内訳書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 ※申請書、内訳書の添付のない入札は、無効とする。また、入札書提出後に内訳書のみを提出することはできない。 ※原則、本市から確認申請書の記載不備、添付漏れ、添付誤り等については、連絡しないものとする。なお、審査の結果、不備等があれば「参加資格なし」とし、無効とする。

<table>
<tr><td>(2)</td><td>開札日及び落札決定について</td><td>「４　入札スケジュール」に記載の「開札日時」にシステムにて開札を行う。

※落札者の決定は、開札後、落札候補者に資料の提出を求め、入札参加資格の審査（以下、「事後審査」という。）をした後に行う。
※落札候補者が、入札参加資格を有していないと判断された場合は、次順位以降の落札候補者について、順次事後審査を行い、落札者を決定する。
※建設業法上の営業所の現地調査を行う場合は、現地調査後、落札者の決定を行う。
※落札決定日は、原則、開札日の翌日とする。
※同日に開札のある案件については、落札者の決定は、開札順に行うものとし、受注限度件数に到達した時点でそれ以降の案件の入札を無効とする。</td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>再開札</td><td>再開札がある場合は、開札当日16時の執行予定とする。

※再開札の場合、再度の入札書受付時間は、原則、開札日当日の午後１時～午後４時とし、システム内から再入札通知を送付して、実施の有無及び詳細日時を通知する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>開札後、落札候補者となった者に提出を求める資料
※①以外は、いずれも写し可。
<table><tr><td>①</td><td>事後審査資料一覧
（「３　入札方式」に記載の情報公開システム内「様式ダウンロード」から取得可）</td></tr><tr><td>②</td><td>最新の建設業許可通知書又は証明書
（「２　入札参加者に必要な資格」の（8））</td></tr><tr><td>③</td><td>最新の経営事項審査総合評定値通知書
（「２　入札参加者に必要な資格」で総合評定値の要件がある場合のみ）</td></tr></table></td></tr>
</table>

(4)	事後審査の資料	④	**元請実績を証するCORINS竣工時登録内容確認書** CORINS竣工時登録内容確認書の写しが提出できない場合は、元請実績を証する契約書及び元請実績を証する書類の写しを提出すること。 （注：機器の製作が含まれる施工実績を参加資格の要件としている場合には、入札参加資格で指定している機器の製作が含まれた施工実績であることを証明する内容であること） **《主要機器の製作実績に関する追加提出書類》** 主要機器の製作実績を確認するため、以下の書類も提出すること。 (1)　主要機器の製作実績が「２　入札参加者に必要な資格」(10)の①に該当する場合 落札候補者の主要機器の製作体制（設計、製造及び検査部門の体制表）及び、製作納入実績が確認できる書類（注文書、契約書、納入実績表、設計計算書、製造指示書及び検査記録書等） (2) 主要機器の製作実績が「２　入札参加者に必要な資格」(10)の②に該当する場合 以下の書類を両方提出すること。 ア．親子会社であることが確認できる書類（最新の有価証券報告書の写し又は関係会社申告書（第５号様式）） イ．親子会社の主要機器の製作体制（設計、製造及び検査部門の体制表）及び、製作納入実績が確認できる書類（注文書、契約書、納入実績表、設計計算書、製造指示書及び検査記録書等）
		⑤	**配置予定技術者（現場代理人を含む）の雇用関係を証明する書面**
		⑥	**配置予定技術者（現場代理人を除く）の資格証** ※監理技術者の場合、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（いずれも表裏両面） ※主任技術者の場合は、「２　入札参加者に必要な資格」の（7）に記載の登録業種について、建設業法上適切な資格証（技術者の資格が実務経験等の場合は、技術者経歴書）
		⑦	**営業所の専任技術者が確認できる書類** ※建設業許可申請時に大臣もしくは都道府県知事に提出した「専任技術者一覧表」 （契約金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の場合のみ）
		原則として、事後審査資料の提出は、開札日当日とする。 提出方法は、電子メール（「11　契約条項を示す場所」に記載のメールアドレス）に添付の上、送付するものとする。 ※事後審査資料の提出をせず、本市が「資格なし」と認めた場合は、入札書を無効とする。	
(5)	落札結果の公表	落札者決定後、速やかに結果を公表する。	
(6)	入札参加停止	申請書その他添付書類に虚偽の説明をした場合は、入札参加停止措置を行う場合がある。	

6　入札上の注意

(1)	入 札 保 証 金	入札保証金の納付は免除する。 ただし、落札者が落札者の責により契約を締結しなかった場合は、損害賠償金を徴収する。
(2)	入札関係書類の取得方法	システムからダウンロード （「３　入札方式」に記載の情報公開システム内「様式ダウンロード」から申請書様式、事後審査資料一覧様式、質問回答書様式を取得可）
(3)	設計図書等の取得方法	システムからダウンロード （「３　入札方式」に記載の受注者システムから取得可） ※システムの利用者登録を終えている者のみダウンロードすることができる。 ※設計図書等に数量表がある場合、数量表は参考図書として提示するものであり、入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではない。

7　入札の無効

開札時において、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)	「２　入札参加者に必要な資格」を有していない者（開札後の事後審査において、入札参加資格を有していないと判断された者を含む。）のした入札
(2)	本告示文書、守口市電子入札運用基準、守口市電子入札心得及び守口市電子入札システムマニュアルに定める入札に関する条件に違反した入札
(3)	建設業法上の営業所の実態（建設業の標識の掲示、契約書等の帳簿の備付け、電話、机等什器備品を備えていること、その他営業の実態を把握するために必要な事項）を有していない者が行った入札 ※本市が営業所の実態調査をし、実態が確認できなかった場合、調査対象者が調査に応じない場合、又は調査において調査員を妨害した場合は、建設業法上の営業所の実態を有していないと判断する。 ※本市が建設業法上の営業所の実態を有していないと判断した場合は、建設業許可行政庁に通報する。

8　質問の受付及び回答

質問受付期間及び質問回答日は、「４　入札スケジュール」に記載のとおりとする。

(1)	質　問　方　法	設計図書等に対して質問がある場合は、質問受付期間に質問書を提出すること。 質問書の提出方法は、電子メール（「11　契約条項を示す場所」に記載のメールアドレス）に添付の上、送付するものとする。それ以外の方法によるもの、所定のアドレス以外に送付したものは受け付けない。
(2)	回　答　方　法	質問回答日に、「３　入札方式」に記載の情報公開システム内にて回答する。
(3)	担　　当	契約事務に関する事項：総務部契約課 設計、仕様、内訳書等工事内容に関する事項：工事担当課

9　契約手続

(1)	契約書作成の要否	契約書の作成を要する。
(2)	契約保証金	契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額（千円未満切り上げ）の契約保証金を納付しなければならない。 ただし、公共工事履行保証契約又は本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、納付を免除することができる。
(3)	支　払　条　件	竣工払・前金払・中間前金払・部分払 ただし、前金払及び中間前金払は、公共工事の前金払に関する規則に掲げる前金払の対象となる工事等に限る。 ※支払金額の消費税及び地方消費税については、請求を受けた日の税率を適用する。
(4)	議会の議決の要否	本工事の契約締結については、守口市議会の議決を要しない。

10 その他

(1)	入札参加者は、本告示文書、守口市電子入札運用基準、守口市電子入札心得及び守口市電子入札システムマニュアルその他建設工事の入札に関する要領、通知等を熟読し、十分に理解したうえで、入札に参加しなければならない。 ※その他建設工事の入札に関する要領、通知等は、システム内「運用基準等」に掲載しているので確認すること。
(2)	契約を締結するにあたり、建設業法上の営業所の実態を調査することがある。

11　契約条項を示す場所

(1)	場　　所	守口市総務部契約課
(2)	住　　所	大阪府守口市京阪本通２丁目５番５号
(3)	電　　話	06-6992-1453
(4)	Ｆ　Ａ　Ｘ	06-6993-3484

(5)	メールアドレス	keiyaku@city.moriguchi.lg.jp